

秋田県公報

目 次

- 規則
- 秋田県パリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（四十七・福祉政策課）……………1
- 公安委員会規則
- 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（六・交通企画課）……………1

規 則

秋田県パリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十五年四月二十五日

秋田県規則第四十七号

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県パリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県パリアフリー社会の形成に関する条例施行規則（平成十四年秋田県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表七の項中「第二十條」を「第三十八條」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

秋田県公安委員会規則第6号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年4月25日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「公安委員会」の次に「又は当該講習を行う指定講習機関」を加え、同条第5項中「公安委員会」を「当該終了証を発行した公安委員会又は指定講習機関」に改める。

第16条の7第1項中「初心運転者講習申出書」の次に「当該講習を行う」を加える。

第16条の13を第16条の14とし、第16条の12の次に次の1条を加える。

（運転適性指導員）

第16条の13 公安委員会は、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「講習機関規則」という。）第5条第5号に規定する公安委員会が行う運転適性指導員についての技能及び知識に関する審査に合格した者には、様式第33号の2の運転適性指導員審査合格証書を交付するものとする。

2 公安委員会は、法第108条の8第2項の規定に基づき、法第108条の2第1項第2号に規定する講習を適正かつ確実に行わせるため、次に掲げる者に対し、様式第33号の3の取消処分者講習に係る実務実習通知書を交付し、実務実習を行うものとする。

- (1) 講習機関規則第5条第5号に規定する国家公安委員会が指定する運転適性指導員についての技能及び知識に関する講習を終了した者で、運転適性指導員として法第108条の2第1項第2号に規定する講習に従事することを予定している者
 - (2) 講習機関規則第5条第5号に規定する公安委員会が行う運転適性指導員についての技能及び知識に関する審査に合格した者のうち、法第108条の2第1項第2号に規定する講習に従事した期間の終了後3年以上経過している者
 - (3) 法第108条の2第1項第2号に規定する講習に従事する者のうち、公安委員会が実務実習の必要性があると認めた者
 - (4) 法第108条の2第1項第2号に規定する講習に従事する者のうち、指定講習機関の管理者から実務実習の申出があつた者
- 3 前項の実務実習を行った結果については、様式第33号の4の取消処分者講習に係る実務実習結果通知書を交付するものとする。

「自」 「大 普」

様式第20号中「秋田県公安委員会」を削り、 を 自 自 に改める。

二 二 二
様式第21号中「道路交通法」を「あなたは、道路交通法」に、「規定する」を「基づく」に、「証する」を「証します。」に改め、「秋田県公安委員会」を削る。
様式第22号中「秋田県公安委員会」を削る。
様式第32号及び様式第33号中「免許に係る初心運転者講習」を削り、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第33号の 2 (第16条の13関係)

適第 号

運転適性指導員審査合格証書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第 5 条第 5 号に規定する公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

様式第33号の3(第16条の13関係)

適第 号

取消処分者講習に係る実務実習通知書

年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

運転適性指導員が行う道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習の実効性を確保する必要があるため、同法第108条の8第2項の規定により、下記のとおり実務実習を行うので、実習生を派遣されたい。

実習生氏名	
実習期間	年 月 日から 年 月 日まで
実習場所	

詳細は別途連絡

様式第33号の4 (第16条の13関係)

適第 号

取消処分者講習に係る実務実習結果通知書

年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

適第 号により実習生 に対する実務実習の結果については、下記のとおりであるから通知する。

項 目	理 解 度	指 導 力
筆記、口頭に基づく運転適性診断	A B C D E	A B C D E
運転適性検査機材使用による指導	A B C D E	A B C D E
実車、シミュレーターによる指導	A B C D E	A B C D E
(連絡事項)		

「理解度」及び「指導力」の欄の「ABCDE」は、「A」は優秀、「B」は優良、「C」は良好、「D」は普通、「E」は要指導を示す。

附 則
この規則は、平成15年5月1日から施行する。

購読料金 一月三千五百円
発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 者 所

秋田県松原市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)876600
E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号 松原印刷社

